

20190804 修正版

<問題>

✓	問 題	正解
	1 社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設入所措置を受けていた者で20歳到達により措置解除された者が対象である。	×
	2 社会的養護自立支援事業の対象は、年度末の時点で24歳の者までである。	×
	3 社会的養護自立支援事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村である。	×
	4 社会的養護自立支援事業では、事業の一部は外部に委託することができる。	○
	5 社会的養護自立支援事業のひとつに、児童相談所長による継続支援計画の作成がある。	×
	6 継続支援計画の作成は、措置解除後すぐに実施される。	×
	7 社会的養護自立支援事業のひとつに、居住に関する支援がある。	○
	8 居住に関する支援では、措置解除後の生活の場として、里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等において居住の場を提供している。	○
	9 居住に関する支援では、元いた里親の居宅などや施設等で継続して居住することは支援していない。	×
	10 里親の居宅、ファミリーホーム、施設等において居住に関する支援を受ける者は、原則措置延長を行った20歳到達後の者とする。	○
	11 居住に関する支援では、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に居住の場を提供することもある。	○
	12 社会的自立支援事業のひとつに、生活費の支給がある。	○
	13 生活費の支給は、里親の居宅、ファミリーホーム、施設等において居住に関する支援を受ける者を対象としている。	○
	14 生活費の支給を受けている者のうち、就学または就労している者を対象に、日常生活にかかる費用を一部負担させることはできない。	×
	15 社会的養護自立支援事業のひとつに、生活相談の実施がある。	○
	16 生活相談の実施にあたって、生活相談支援担当職員を配置する。	○
	17 社会的養護自立支援事業のひとつに、就労相談の実施がある。	○
	18 就労相談の実施にあたって、就労相談支援担当職員を配置する。	○
	19 社会的養護自立支援事業のうち、生活相談の実施、就労相談の実施については、母子生活支援施設に入所していた者と退所後の者も対象であるが、母親は対象外である。	×

✓		問 題	正解
	20	社会的養護自立支援事業のうち、継続支援計画の作成と生活相談の実施の2つは必須事業である。	○
	21	身元保証人確保対策事業は、児童養護施設や婦人保護施設等に入所または退所した子ども、里親委託中または委託解除後の子ども等を対象にした事業である。	○
	22	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、都道府県社会福祉協議会が契約者として締結する。	×
	23	身元保証人確保対策事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村とする。	○
	24	身元保証人確保対策事業の運営主体は、都道府県とする。	×
	25	身元保証人確保対策事業は、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者、里親、ファミリーホームに委託されている者、自立援助ホームに入所している者、またこれらの措置と委託解除からこの事業の申請まで1年以内の者が対象である。	×
	26	身元保証人確保対策事業は、一時保護されている者、または一時保護の解除からこの事業の申請まで2年以内の者が対象である。	○
	27	身元保証人確保対策事業は、婦人保護施設に保護されている者、または保護の解除からすぐの者が対象である。	×
	28	身元保証人確保対策事業の対象となる保証人は、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。	○
	29	身元保証人確保対策事業の対象となる保証人は、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者については、それぞれ里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームの設置主体の代表者のみとする。	×
	30	事業の保証範囲は、①就職時の身元保証 ②アパート等の賃借時の連帯保証 ③大学等入学時の身元保証 である。	○
	31	就職時の身元保証の期間、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として3年間とする。	○
	32	大学など教育機関入学時の身元保証の期間は、1年ごとの更新とし、原則として当該教育機関における正規の修業年数の間とする。	○

✓	問 題	正解
	33 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者のうち、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものを、養育里親という。	○
	34 省令で定める要件に該当する養育里親であって、①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童、又は③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものを、専門里親という。	○
	35 要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望し、かつ、省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうち、養子縁組里親名簿に登録されたものを、養子縁組里親という。	○
	36 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものを、親族里親という。	○
	37 児童を里親に委託したときは、都道府県は、里親手当及び児童の養育に要する一般生活費、教育費等の費用（養子縁組里親及び親族里親については里親手当を除く）を、里親に対する措置費として支払い、国はその4分の1を負担する。	×
	38 里親となることを希望する者は、居住地の家庭裁判所に対し、申請書を提出しなければならない。	×
	39 養育里親名簿の登録の有効期間は3年とすること。ただし、専門里親としての登録の有効期間については2年とすること。	×
	40 扶養義務のない親族については、親族里親ではなく、養育里親を適用する。	○
	41 親族里親には、「経済的に困窮していないこと」という要件がない。	○
	42 親族里親において、養育里親研修の受講は要件ではない。	○
	43 親族による養育里親において、養育里親研修の受講は要件ではない。	×
	44 養子縁組里親名簿の登録の有効期間は1年とする。	×
	45 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所を利用することができる。	○

✓		問 題	正解
	46	都道府県知事は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託して差し支えない。	○
	47	里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質を向上しなければならない。	×
	48	里親は、受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のある者については、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることはできない。	×
	49	里親は、必要に応じて放課後児童健全育成事業を利用することができる。	○
	50	就労している里親は、委託児童を保育所等へ入所させることができる。	○
	51	里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならないこと。また、里親は、養育を効果的に行うため、研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。	○
	52	里親は、委託児童に対し懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	○
	53	里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、4人（委託児童については2人）を超えることができない。	×
	54	専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童については、4人を超えることができない。	×
	55	専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができない。（ただし更新は可能である）	○
	56	里親への支援に当たっては、児童養護施設及び乳児院に配置される家庭支援専門相談員と連携して行う。	×
	57	里親委託のための調整期間は、施設での面会や外出・外泊などの交流に係る里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね半年程度を目安とする。	×
	58	養育里親、専門里親は、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の一律の上限は設けない。	○
☆	59	養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね60歳以下であることが望ましい。	×

✓	問 題	正解
	60 特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が18歳に達しているときは、この限りでない。	×
	61 里親に委託された子どもには「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、里親等大人と一緒に考えることができることなどを伝える。	○
	62 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	○
	63 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。	×
	64 社会的養護の施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）は、第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果の公表をするよう努めなければならない。	×
	65 社会的養護の施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）は、毎年自己評価を行わなければならない。	○
	66 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価受審は、社会的養護の施設同様、義務である。	×
	67 都道府県社会福祉協議会が、第三者評価事業の全国推進組織と定められている。	×
	68 都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に、第三者評価事業の都道府県推進組織が設置されている。	○
	69 社会的養護関係施設第三者評価機関が社会的養護関係施設の評価を行う場合には、1件の第三者評価に2名以上の評価調査者が一貫して担当するものとする。	○
	70 社会的養護関係施設については、第三者評価機関が評価結果を全国推進組織及び都道府県推進組織に提出し、全国推進組織がその結果を公表するものとする。なお、これに併せて、都道府県推進組織においても公表することができる。	○
	71 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設に入所する児童については、施設長が自立支援計画を策定するよう努めなければならない。	×

✓	問 題	正解
	72 福祉型障害児入所施設の長は、入所する児童について、自立支援計画を作成する。	×
	73 児童家庭支援センターの設置及び運営主体は、地方公共団体のみである。	×
	74 児童家庭支援センターでは、里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。	○
	75 児童家庭支援センターには、相談・支援を担当する職員、心理療法等を担当する職員が配置されている。	○
	76 児童入所施設における措置費のうち、「幼稚園費」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童が幼稚園就園にあたって必要な費用のことである。	○
	77 児童入所施設における措置費のうち、「教育費」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童が、小学校から大学までに必要な教育にかかる費用のことである。	×
	78 児童入所施設における措置費のうち、「特別育成費」は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの（既に就職しているものは除く）を対象に、授業料、教科書代、通学費、資格取得代などにかかる費用のことである。	○
	79 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。	○
	80 自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、看護師を配置しなければならない。	×
	81 児童心理治療施設は、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かななければならない。	×
	82 社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。	○
	83 社会的養護の3つの機能のうち、「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきものである。	○

✓		問 題	正解
	84	社会的養護の3つの機能のうち、「心理的ケア等の機能」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達ゆがみや心の傷(心の成長の阻害と心理的不調等)を癒し、回復させ、適切な発達を図る機能である。	○
	85	社会的養護の3つの機能のうち、「地域支援等の機能」は、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、地域における子どもの養育と保護者への支援、自立支援、施設退所後の相談支援（アフターケア）などの機能である。	○
	86	社会的養護の基礎は、日々の養育のいとなみであり、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促す養育の場となることが必要である。また、社会的養護の養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関する様々な理論や技法を、統合的に適用していくことが求められる。	○
	87	虐待は、被害を受けた子どもたちから「大切にされる体験」を奪い、「安心感」や「自信」を獲得することを妨げる。社会的養護は、「安心感」をもてる場所で、「大切にされる体験」を提供し、子どもたちに「自信（自己肯定感や主体性）」を取り戻してもらう役割を持つ。	○
	88	社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。	○
	89	里親養育包括支援事業は、フォスタリング事業ともいう。	○
	90	フォスタリング事業の実施主体は市町村である。	×
	91	フォスタリング事業では、里親家庭への相談援助は行わない。	×
	92	児童相談所長が行う一時保護について、親権者等の意に反して2か月を超えて行う場合は、都道府県児童福祉審議会の意見聴取を行い、承認を得る。	×
	93	児童虐待に関わる接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ適用される。	×
	94	児童虐待の早期発見に係る責務を有する者には、歯科医師が含まれる。	○
	95	児童虐待の早期発見に係る責務を有する者には、保健師が含まれる。	○
	96	児童虐待の早期発見に係る責務を有する者には、学校の教職員が含まれる。	○
	97	都道府県は、社会的養育推進計画を策定する。	○
	98	子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。	○

✓	問題	正解
	99 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。	○
	100 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。	○
	101 親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。	○
	102 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、1年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。	×
	103 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる。	○
	104 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、3年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。	×
	105 第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項又は前条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができる。	○

<解答>

✓		問 題	正解
	1	社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設入所措置を受けていた者で20歳到達により措置解除された者が対象である。 →18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者	×
	2	社会的養護自立支援事業の対象は、年度末の時点で24歳の者までである。 →22歳	×
	3	社会的養護自立支援事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村である。 →都道府県、指定都市、児童相談所設置市	×
	5	社会的養護自立支援事業のひとつに、児童相談所長による継続支援計画の作成がある。 →支援コーディネーター	×
	6	継続支援計画の作成は、措置解除後すぐに実施される。 →原則措置解除前	×
	9	居住に関する支援では、元いた里親の居宅などや施設等で継続して居住することは支援していない。 →支援している。その場合は措置解除前に、申込書を措置をした都道府県等に提出する	×
	14	生活費の支給を受けている者のうち、就学または就労している者を対象に、日常生活にかかる費用を一部負担させることはできない。 →できる	×
	19	社会的養護自立支援事業のうち、生活相談の実施、就労相談の実施については、母子生活支援施設に入所していた者と退所後の者も対象であるが、母親は対象外である。 →母親も対象	×
	22	身元保証人確保対策事業は、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を、都道府県社会福祉協議会が契約者として締結する。 →全国社会福祉協議会	×
	24	身元保証人確保対策事業の運営主体は、都道府県とする。 →全国社会福祉協議会	×
	25	身元保証人確保対策事業は、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所している者、里親、ファミリーホームに委託されている者、自立援助ホームに入所している者、またこれらの措置と委託解除からこの事業の申請まで1年以内の者が対象である。 →2年以内の者	×

✓		問 題	正解
	27	身元保証人確保対策事業は、婦人保護施設に保護されている者、または保護の解除から すぐの者 が対象である。 →2年以内の者	×
	29	身元保証人確保対策事業の対象となる保証人は、里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者については、それぞれ里親、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームの設置主体の代表者のみとする。 →または児童相談所長	×
	37	児童を里親に委託したときは、都道府県は、里親手当及び児童の養育に要する一般生活費、教育費等の費用（養子縁組里親及び親族里親については里親手当を除く）を、里親に対する措置費として支払い、国はその 4分の1 を負担する。 →2分の1	×
	38	里親となることを希望する者は、居住地の 家庭裁判所 に対し、申請書を提出しなければならない。 →都道府県知事	×
	39	養育里親名簿の登録の有効期間は 3年 とすること。ただし、専門里親としての登録の有効期間については2年とすること。 →5年	×
	43	親族による養育里親については、養育里親研修の受講は 要件ではない 。 →養育里親研修の受講が要件となるが、相当と認められる範囲で研修科目の一部を免除することができる	×
	44	養子縁組里親名簿の登録の有効期間は 1年 とする。 →5年。	×
	47	里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質を向上しなければならない。 →質の向上に努めること	×
	48	里親は、受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のある者については、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を とることはできない 。 →とることができる	×
	53	里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、 4人 （委託児童については2人）を超えることができない。 →6人（委託児童については4人）	×
	54	専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童については、 4人 を超えることができない。 →2人	×

✓		問 題	正解
	56	里親への支援に当たっては、児童養護施設及び乳児院に配置される 家庭支援専門相談員 と連携して行う。 → 里親支援専門相談員	×
	57	里親委託のための調整期間は、施設での面会や外出・外泊などの交流に係る里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でも概ね 半年程度 を目安とする。 → 2、3か月程度	×
☆	59	養子縁組を前提とする里親の場合は、子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね 60歳以下 であることが望ましい。 →平成30年における「 里親委託ガイドライン 」では、養子縁組を前提とする里親の年齢規定について、「子どもが20歳に達した時、里親の年齢が概ね 65歳以下 であることが望ましい」という表記がなくなっており、 65歳の年齢制限希望 については現在はない。	×
	60	特別養子縁組を希望する里親の場合は、25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が 18歳 に達しているときは、この限りでない。 → 20歳	×
	63	乳児院、 母子生活支援施設 、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。 → 母子生活支援施設は該当しない	×
	64	社会的養護の施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）は、第三者評価を3年に1回以上受審し、その結果の 公表 をするよう努めなければならない。 → 公表しなければならない	×
	66	ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）及び自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）の第三者評価受審は、社会的養護の施設同様、 義務 である。 → 努力義務	×
	67	都道府県社会福祉協議会 が、第三者評価事業の全国推進組織と定められている。 → 全国社会福祉協議会	×
	71	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設に入所する児童については、施設長が自立支援計画を策定するよう 努めなければならない 。 → 策定しなければならない	×

72	福祉型障害児入所施設の長は、入所する児童について、 自立支援計画 を作成する。 →入所支援計画	×
73	児童家庭支援センターの設置及び運営主体は、 地方公共団体のみ である。 →地方公共団体及び社会福祉法人等	×

✓	問 題	正解
77	児童入所施設における措置費のうち、「教育費」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童が、 小学校から大学まで に必要な教育にかかる費用のことである。 →義務教育、特別支援学校高等部	×
80	自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、 看護師 を配置しなければならない。 →看護職員（保健師、助産師、看護師、または准看護師）	×
81	児童心理治療施設は、心理療法を行う必要があると認められる 児童 10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない 。 →心理療法担当職員は必置職員。配置の目安は、おおむね児童 10人につき 1人以上。	×
90	フォスタリング事業の実施主体は 市町村 である。 →都道府県、指定都市、児童相談所設置市（民間団体へ委託も可能）	×
91	フォスタリング事業では、里親家庭への相談援助は 行わない 。 →行う。定期的な家庭訪問や、夜間、休日の相談窓口の開設などがある	×
92	児童相談所長が行う一時保護について、親権者等の意に反して 2 か月を超えて行う場合は、 都道府県児童福祉審議会の意見聴取を行い、承認を得る 。 →家庭裁判所の承認を得なければならない	×
93	児童虐待に関わる接近禁止命令は、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ適用される。 →一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合でも適用される	×
102	父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる。ただし、 1年以内 にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでない。 →2年	×

	104	家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、3年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定める。 →2年	×
--	-----	--	---